

特許法・実用新案法における一部改正法律の主な内容

1. 拒絶決定不服審判請求期間における延長対象の拡大

(特許法第15条第1項、実用新案法第3条で準用)

(1) 改正の内容

現行特許法では、拒絶決定不服審判に対して在外者に限り1回2ヶ月まで審判請求期間の延長を許容していますが、本改正では、在内者でも1回30日まで審判請求期間の延長を許容しています。

(2) 本改正の適用時期

2009年1月30日の公布と同時に施行されます。

2. 特許出願明細書または図面の補正に対する制限要件の緩和

(特許法第47条、実用新案法第11条で準用)

(1) 改正の内容

現行特許法では、最終拒絶理由通知後の補正是特許請求範囲を減縮する場合にも実質的変更と見なし補正却下する等、補正要件を非常に厳格に適用していますが、本改正では、最終拒絶理由通知後の補正が特許請求範囲を減縮して拒絶理由を克服した場合は実質的変更と見なさないようにし、補正制限要件を緩和しています。

(2) 本改正の適用時期

2009年7月1日以降に明細書等の補正がされるものから適用されます。2009年7月1日以降の特許出願に対して適用されるものではないことに留意が必要です。

3. 再審査請求制度の導入

(特許法第67条の2新設、実用新案法第15条で準用)

(1) 改正の内容

現行特許法では、特許拒絶決定後に出願人が特許拒絶決定不服審判を請求し、請求日から30日以内に明細書等補正書を提出する場合は審査前置され再審査されますが、本改正では、審査前置制度(特許法第174条及び第175条)を廃止し、出願人が特許拒絶決定不服審判を請求しなくても、審判請求期間中に特許出願書に添付された明細書または図面の補正と同時に再審査を請求すれば、審査官に再度審査を受けられるようにしています。

(2) 本改正の適用時期

2009年7月1日以降の出願件から適用されます。よって、2009年7月1日以前の出願件につきましては現行の審査前置制度がそのまま適用されます。

4. 分割出願可能時期の拡大

(特許法第52条、実用新案法第11条で準用)

(1) 改正の内容

現行特許法では、分割出願は明細書等の補正を行える期間に限り可能ですが、本改正では、上記明細書等の補正を行える期間以外に拒絶決定を受けた出願人がその拒絶決定謄本が送達された日から30日以内で分割出願を行えるようにしています。但し、日本の分割出願制度と異なる点は、特許登録後に分割出願ができないということです。

(2) 本改正の適用時期

2009年7月1日以降の出願を基礎にした分割出願から適用されます。

5. 審査官による職権訂正制度の導入

(特許法第66条の2新設、実用新案法第15条で準用)

(1) 改正の内容

現行特許法では、明細書に軽微な瑕疵があっても審査官が拒絶理由を通知して出願人が補正をするように誘導していますが、本改正では、特許出願に対して審査した結果特許決定は可能なものの、明細書、図面または要約書に明白に誤記されている内容がある場合は、審査官がこれを職権で訂正できるようにして

います。

(2) 本改正の適用時期

2009年7月1日以降に特許決定がされる件から適用されます。

6. 韓国語のPCT国際公開語採択事項の反映

(特許法第207条第3項等、実用新案法第41条で準用)

(1) 改正の内容

韓国語がPCT国際公開語に採択されたことに伴い、韓国語でPCT国際公開公報が発行され、これによって韓国語で国際段階補正書を提出することもできるようになります。国際段階における英語の補正書の韓国語翻訳文の提出手続きも削除しています。

(2) 本改正の適用時期

2009年1月1日以降の国際出願から適用されます。

7. 追加納付料の差等制度の導入

(特許法第81条第2項、第81条の2第3項、実用新案法第20条で準用)

(1) 改正の内容

現行特許法では、特許料納付期間を経過して特許料を納付する場合は納付金額の2倍を納付するようにしていますが、本改正では、経過した納付期間によって1ヶ月(120%)、2~3ヶ月(150%)、4~6ヶ月(200%)に差等して納付するようにしています。

(2) 本改正の適用時期

2009年7月1日以降に特許料を追加納付するものから適用されます。

8. 特許庁職員等における秘密漏洩罪の処罰の強化

(特許法第226条、実用新案法第46条で準用)

(1) 改正の内容

現行特許法では、特許出願中の発明に関して特許庁職員等が秘密を漏洩した場合は2年以下の懲役または300万ウォン以下の罰金刑に処されますが、本改正では、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金刑に処罰規定が強化されています。

(2) 本改正の適用時期

2009年1月30日の公布と同時に施行されます。

9. 違憲決定による両罰規定の改善

(特許法第230条、実用新案法第50条で準用)

(1) 改正の内容

現行特許法では、特許権侵害等に対する両罰規定の適用において法人の従業員、代理人が違反行為者の場合は法人も一定の罰金刑に処されますが、本改正では、違反行為者である従業員、代理人に対する管理監督上の注意義務を果たした法人等は処罰を免れます。

(2) 本改正の適用時期

2009年1月30日の公布と同時に施行されます。

10. 医薬品等の特許権存続期間の延長登録出願に関する補正可能時期の規定

(特許法第90条第6項但書新設)

(1) 改正の内容

現行特許法では、特許権の存続期間延長登録出願に対する補正可能時期は延長登録可否決定謄本が送達される前までですが、本改正では、拒絶理由通知を受け取った後は意見書提出期間のみ補正が可能です。

(2) 本改正の適用時期

2009年1月30日の公布後、最初に出願される延長登録出願から適用されます。

11. 審判請求書における(被)請求人の補正要件の緩和 (特許法第140条、第140条の2、実用新案法第33条で準用)

(1) 改正の内容

現行特許法では、審判請求人が審判請求人または被請求人を誤記した場合、この補正是審判請求の要旨を変更するものとして許容されず結局審判が却下されますが、本改正では、当事者系審判の特許権者または決定系審判の請求人の記載に対する補正を許容しています。

(2) 本改正の適用時期

2009年1月30日の公布後、最初に審判を請求するものから適用されます。

12. 書類の閲覧規定の整備 (特許法第216条、実用新案法第44条で準用)

(1) 改正の内容

本改正では、現行実務および大法院判決等と符合するように特許出願に関する第三者の書類閲覧またはコピーは設定登録後から可能であることを明確にしています。

(2) 本改正の適用時期

2009年1月30日の公布と同時に施行されます。